野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
１　県道の整備促進について 　東日本大震災の大津波により、本村の沿岸を南北に結ぶ国道45号のほか、村内の主要な幹線となる県道が一時通行不能となったことにより、被災後の救助はもとより、燃料や食料品等の供給がストップしたことで救援活動に支障をきたしたほか、通勤・通学などの生活道路としての利用が閉ざされ、住民生活に支障が生じたところであります。 　また、被災により迂回路に苦慮したことから、災害に強い道路網の早急な整備を強く要望します。 記 ①　県道野田山形線の村内計画区間は改良済みとなったものの、久慈市への迂回路として、引き続き狭隘部分の拡幅整備を要望します。 ②　県道野田山形線（北区地区）は歩道が未整備であり、通学時間帯での歩行は危険であるとともに、（仮称）北区地区防災センターが完成後は「指定緊急避難場所」として指定する予定であるため、避難路としても利用できるよう北側に歩道整備を要望します。 ③　県道野田長内線（広内～中沢地区）は震災後数日間にわたり通行不能となったほか、低気圧などによる高潮の際にも危険な状態となり、地元住民からの強い要望もあることから、災害に強い道路として嵩上げなどの早急な整備を要望します。	①　主要地方道野田山形線の狭隘部分の拡幅整備については、交通量の推移や公共事業予算の動向等を見極めながら検討していきますが、早期の整備は難しい状況です。 ②　歩道設置については、各地域から多くの要望があり、必要性や緊急性の高い箇所から整備を進めています。御要望の箇所については、今後の交通量の推移、地域の沿道状況や県全体の進捗等を踏まえ検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。 ③　一般県道野田長内線の御要望区間については、震災後、隣接する広内地区海岸災害復旧工事において、堤防嵩上げを実施しています。 　また、高潮対策として、現道沿いの区間に消波ブロックの設置等を実施し、平成26年度に完了しました。 　御要望の区間の道路の嵩上げについては、通行止めの発生頻度や現地に迂回路があること等を踏まえ検討していきますが、早期の事業化は難しい状況です。	県北広域振興局	土木部	C

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
２　津波・高潮対策施設の早期復旧と更なる拡張整備について (1) 野田湾の津波・高潮対策について 　震災で破壊された海岸防潮堤の復旧事業が進められておりますが、被災地の安心・安全なまちづくりや早期の住宅再建を図る上で、防潮堤・水門などの施設の早期完成と、国道45号の嵩上げを要望します。 (2) 下安家地区の津波対策について 　下安家地区は明治29年の大津波の際に死傷者、行方不明者を多数出したことから、以来、地区住民は地震発生の都度津波への恐怖心を募らせており、県においては平成17年度から当地域の津波対策を検討されているところでございます。 　しかし、地形の特殊性等から堤防、水門及び避難路などの安全対策がほとんど講じられていない状況のまま、東日本大震災では、二級河川安家川を遡上した大津波により、村道や家屋のほか、さけ・ますふ化場施設など、流域一帯が甚大な被害を受けました。 　復興事業等により、県道改良や宅地盤の嵩上げ、高台移転等一定の対策が進められているものの、地域住民は依然として津波への不安を募らせている状況であり、水門等の津波対策を講じていただきますよう要望します。	(1)　野田湾の津波・高潮対策については、現在、防潮堤・水門などの津波対策施設の整備・復旧事業が、野田村の復興まちづくり事業と併せて進められているところですが、今後も引き続き、津波対策施設の早期完成に向けて、必要な予算を確保しながら事業を推進していきます。 　また、国道45号の嵩上げについては、県事業により、隣接する米田地区海岸の一部において施工しているところです。（B） (2)　下安家地区の津波対策については、地形的な特性等を考慮しながら、これまで種々の対策の可能性を検討し、平成17年度から住民懇談会を開催するなど、アンケート調査や住民の方々と意見交換を行ってきたところです。 　御要望のありますハード整備については、地形・土地利用等から現時点では整備が困難であることから、貴村や地域の方々の協力を得ながら、住民の安全で迅速な避難などの「ソフト対策」について、支援していきたいと考えています。（C）	県北広域振興局	土木部、林務部	B・C
３　海岸保全対策について 　本村の海岸線は、約半分が海岸保全区域に指定され、逐次施設の整備を実施していただいておりますが、特に、十府ヶ浦海岸の砂浜の侵食、野田玉川海岸の崩落等の度合いが激しく、その対策に苦慮しております。 　十府ヶ浦海岸においては海岸防潮堤への影響、野田玉川海岸においては海岸に隣接する三陸鉄道北リアス線、玉川野営場、村道等の崩落に繋がる恐れがありますので、早急に対策を講じていただきますよう強く要望します。 　また、砂浜の再生について、対策を講じていただきますよう要望します。	十府ヶ浦海岸の砂浜については、水門新設工事、防潮堤等の震災復旧工事に着手していることから、施設完成後の汀線の状況の変化を注視しながら、対応を検討していきたいと考えています。 　野田玉川海岸については、これまでも毎月実施している海岸パトロールを行いながら、今後の海岸侵食の進行状況を注意深く観察していきたいと考えています。	県北広域振興局	土木部、林務部	C

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
４　河川の整備促進について 本村の中心市街地である城内地区は、浸水被害多発地区であり、その対策として、本町地区から下流は既に河川整備が完了しております。 現在、県では復興事業と併せ、村道前田小田川線沿いに計画されている二級河川明内川分流河川整備（15㎥／ｓ）も今年度、用地取得に着手していると聞いております。 しかし、城内地区の浸水対策は、更に上流部で予定されている二級河川明内川分流河川整備（60㎥／ｓ）が完了して初めてその効果を発揮するもの（城内地区内の計画流量15㎥／ｓ）であります。 このことから、二級河川明内川の分流河川を早急に整備していただくよう強く要望します。	二級河川明内川の分流河川（放水路）の整備については、現在、下流部で野田村のまちづくり事業と一体で進めている区間の改修完了後、近年の出水被害状況など緊急性、重要性等を勘案しながら検討していきたいと考えておりますが、早期の整備は難しい状況にあります。	県北広域振興局	土木部	C
５　旧秋田川の浸水被害対策について 本村の城内地区津波復興土地区画整理事業につきましては、来春の換地処分に向けて着実に整備を進めているところであり、土地区画整理事業の実施にあたり、浸水被害多発地区である城内地区の浸水被害軽減のための対策も併せて実施しているところであります。 しかしながら、この浸水の被害は、洪水及び波浪時に河口水位の上昇によるバックウォーターで旧秋田川水門付近の河川水位が上がり排水できないことが起因するものと考えられ、河道掘削は暫定的措置であることから、早急に原因調査と宇部川の水位が高くなった際に旧秋田川から宇部川へ強制的に放流できる等の対策の実施を要望します。	旧秋田川に係る過去の内水による浸水被害は、洪水時に宇部川の水位が上昇し旧秋田川の流下を滞らせることによって生じたものと認識しています。 県としては、洪水時に旧秋田川の水を宇部川へ強制的に排水する施設の整備には多額の費用がかかることが見込まれることから、当面の対策として、洪水時の宇部川の水位を下げるため、当該区間において、洪水時の流下を阻害する河道に堆積している土砂等を撤去する工事を平成26年度から継続して実施しています。 なお、平成22年度には宇部川に水位局を設置しており、ホームページで水位情報を提供していることから、地域住民の円滑で迅速な避難や水防活動に活用願います。	県北広域振興局	土木部	B

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
６　医療費等の財政支援継続と助成の拡充について (1) 子どもの医療費助成事業の拡充について 　本村では、少子化対策の一環として、高校生世代までの医療費を無料化しています。また、県内でもほとんどの市町村で、県の基準を上回る助成対象を設定している市町村が多くなっている状況です。 　このような状況に鑑み、岩手県においてもさらに基準を見直し、対象者の範囲を拡充するよう要望します。 (2) 被災者の医療費等の一部負担免除に係る財政支援の継続について 　災害公営住宅等への入居が進んでおりますが、体や心の健康に不安を感じている被災者も多く、被災者の命と健康を守るため、安心して医療が受けられるよう、さらに財政支援を継続するよう要望します。 　※ 現在の一部負担金免除期間　H28.12末まで(財政支援　国８割、県１割、村１割)	(1)　県では、人口減少対策としての総合的な子育て支援施策の一環として、厳しい財政状況にはありますが、市町村等と協議のうえ、平成27年８月から助成対象を小学校卒業の入院まで拡大するとともに、昨年８月からの未就学児及び妊産婦を対象とした現物給付を実施しています。 　総合的な子育て支援については、「岩手県ふるさと振興総合戦略」を展開していく上で重要な施策でありますが、子どもの医療費助成は、本来、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われるべきであることから、これまで、県の政府予算提言・要望において、全国一律の制度を創設するよう要望してきたところであり、全国知事会からも同様の要請を行っています。 　本県の子ども医療費助成について、対象者を高校生まで拡大した場合、年間約６億８千万円と多額の財源を確保する必要があり、本県では、県立病院等事業会計負担金が多額になっているという事情もあることから、今後、国の動向を注視しながら、県の医療・福祉政策全体の中で、総合的に検討する必要があると考えています。（C） (2)　東日本大震災の被災者に係る一部負担金の免除に対する国の特別な財政支援措置が平成24年９月末で終了し、平成24年10月から既存の特別調整交付金の仕組み（基準を満たした場合に８割を支援）に変更されたことから、県では、被災者の医療を受ける機会を確保するため、平成24年10月以降も引き続き免除措置が講じられるよう財政支援を実施しています。 　被災者の多くは、健康面や経済面での不安を抱え、引き続き医療や介護サービス等を受ける機会の確保に努める必要があることから、県の財政支援を平成29年12月31日まで延長したところです。 　平成24年９月末までと同様な市町村国保に対する医療費の増加等に伴う国の特別な財政措置については、平成24年度から継続して国に対して要望しているところであり、今後も、様々な機会を通じて、国に要望していくこととしています。（B）	県北広域振興局	保健福祉環境部	B・C

野田村

要望内容	取組状況(方針)	振興局名	担当所属名	反映区分
7　復興関連制度等の延長及び拡充について 　復旧・復興事業は進捗しているものの、未だ応急仮設住宅での生活を強いられている被災者もあり、将来の復興に向けて、全ての被災者が公平・確実に住宅再建の各種支援制度の適用を受けることができるよう、申請期間を延長するよう要望します。 　また、現行の制度では、住宅の自力再建の場合、国の被災者生活再建支援金が最大300万円支給されますが、住宅価格の高騰等により、その効果は十分とは言えない状況にあります。 　被災者の自力再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の拡充について、国に強く要請するよう要望します。 ［住宅再建に係る支援制度］ 被災者生活再建支援制度（加算支援金）　H30.4.10まで 被災者住宅再建事業費補助（県）　H31.3.31まで 生活再建住宅支援事業（県）　H31.3.31まで 被災家屋等太陽光発電導入費補助金（県）　受付H29.3.10まで	被災者住宅再建に係る支援制度の延長及び拡充について 　被災者の住宅再建に係る支援制度の延長については、住宅再建の進捗状況等を勘案し、市町村の意向も伺いながら、検討していきます。 　また、被災者生活再建支援制度の拡充の要望については、これまでも国に対し、繰り返し行ってきたところですが、国では、更なる支援については、慎重な姿勢を取っているところです。 　このため、県では、復興基金を財源に、市町村と共同で最大100万円を補助する「被災者住宅再建支援事業」や「生活再建住宅支援事業」を実施するとともに、追加交付された震災復興特別交付税215億円を全額沿岸被災市町村に配分し、それぞれ実情に応じた住宅再建支援策を講じていただいておりますが、引き続き、国に対し、支援額の増額について、強く要望していきます。 　被災家屋等太陽光発電設備補助について 　県においては、東日本大震災復興基金を活用して、震災で家屋等に被害を受けた方に対し、太陽光発電設備導入補助を行っています。この補助金については、被災者の状況等を勘案しながら、毎年度制度見直しを行っているところであり、次年度以降についても、復興状況等を見極めながら、被災者が公平に支援を受けられるよう、補助制度の継続について検討を進めることとしています。	県北広域振興局	経営企画部、土木部	B